

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則（昭和37年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第2条 条例第2条の人事委員会規則で定める法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第1項</u>に規定する<u>独立行政法人（同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。）</u>、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人並びに次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>	<p>（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第2条 条例第2条の人事委員会規則で定める法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>中期目標管理法人及び同条第3項に規定する国立研究開発法人</u>、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人並びに次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。